

# 三次市行政不服審査会 議事要旨

開催日時：平成28年11月11日（金）10：00～10：40

開催場所：三次市役所本館6階604会議室

出席委員：岡崎伸哉委員，前田剛志委員，藤井佳奈委員

出席職員：藤井政策部長，宮脇企画調整課長，松本企画調整係長，  
新田総務課長，河野総務課付係長，瀧熊行政係長

## 1 開 会

## 2 あいさつ

出席者紹介

## 3 協議事項

### (1) 三次市行政不服審査会会長の決定について

三次市行政不服審査会設置条例第3条第1項の規定に従い，審査会の会長を委員の互選により，岡崎委員（立候補）に決定した。

### (2) 行政不服審査法の概要について

※事務局から，行政不服審査法の概要について委員に説明。

前田委員：行政代執行に対して審査請求がなくても，行政不服審査会での審査を考えられていると言われたが，どのようなことなのか。

事務局：まず，お金を請求した後からとなります。代執行までは審査が出来ますが，結局，市は立て替えるだけで，そのお金は地権者へ請求します。請求した額が100万円を超えるような場合など，意見を利害関係の無い第三の部署へ伺いを立て，また，担当部署は担当部署の意見もあるため，それをまとめたものを委員の皆様がどのようにお考えになられるか見ていただきたいと思います。

岡崎会長：行政不服審査会と同様の手続きをとるように考えていると言われたが，どのようにするのか。

事務局：準用しますので、行政不服審査会のメンバーで行っていただきます。

岡崎会長：イメージが掴めないのだが、相手が特に審査請求をしてくなくても事実上、審査会を開くということか。

事務局：そうです。

4 その他

5 閉会